

# 設 計 書

## 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 水 質 測 定 業 務 委 託

鹿 沼 市 佐目町外  
工 期 令和9年3月31日 まで

### 設 計 概 要

下南摩地区、酒野谷地区、北半田地区、菊沢西地区処理施設に係る次の測定業務を実施する。

流入水	12回/年×4か所(8項目)	1式
放流水	12回/年×4か所(8項目)	1式
放流水	1回/年×4か所(34項目)	1式
放流先河川(下南地区、酒野谷地区)	1回/年×4か所×2河川(8項目)	1式

検 算 者

設 計 者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

# 設 計 書

業務委託費 円

内 訳

業務価格 円

消費税相当額 円

変更前回実施			変更今回		
設計額	委託価格		設計額	委託価格	
	消費税			消費税	
	請負委託費			請負委託費	
請負額	請負価格		請負額	請負価格	
	消費税			消費税	
	請負代金			請負代金	
請負率			増減額		

変更理由

工 種	種 別	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
分析業務							
	流入水		式	1			1号内訳書
	放流水		式	1			2号内訳書
	放流先河川 (下南摩、酒野谷地区)		式	1			3号内訳書
直接業務費							
業務価格							万円未満切捨て
消費税相当額			%	10			
業務委託費							
鹿 沼 市 役 所							(乙)



放流水		内 訳 書					第2-1号
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
水素イオン濃度（水素指数）	12回／年×4箇所	48	検 体			見積りによる	
生物化学的酸素要求量	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
浮遊物質量	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
大腸菌数	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
窒素含有量	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
燐含有量	12回／年×4箇所	48	検 体			〃	
フェノール類含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
銅含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
亜鉛含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
溶解性鉄含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
溶解性マンガン含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
クロム含有量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
カドミウム及びその化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
シアン化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
有機燐化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
鉛及びその化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
六価クロム化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
砒素及びその化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀全量	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
アルキル水銀化合物	1回／年×4箇所	4	検 体			〃	
小 計	22項目（採取・分析）	440検体					

放流水		内 訳 書					
材 料	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
ポリ塩化ビフェニル	1回/年×4箇所	4	検 体			見積りによる	
チウラム	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
シマジン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
チオベンカルブ	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
セレン及びその化合物	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
ほう素及びその化合物	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
ふっ素及びその化合物	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
アンモニア、アンモニア化合物、窒素素及び亜硝酸性窒素	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
ジクロロメタン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
四塩化炭素	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 2-ジクロロエタン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 1-ジクロロエチレン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 1, 2-トリクロロエタン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
トリクロロエチレン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
テトラクロロエチレン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 3-ジクロロプロペン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
ベンゼン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
1, 4-ジオキサン	1回/年×4箇所	4	検 体			〃	
小 計	20項目(採取・分析)	80検体					
合 計	42項目(採取・分析)	520検体					



## 農業集落排水処理施設水質測定業務特記仕様書

### 1. 目的

鹿沼市下水道事務所で管理している、農業集落排水処理施設に係わる流入水、放流水の環境管理と系外排除の実態を把握し、公害防止の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 試料の採取日時・場所

鹿沼市が指定する日時に、指定された場所で採取する。

### 3. 分析期間

令和8年4月から令和9年3月の間で、鹿沼市と受託者とが協議の上定めることとする。

### 4. 分析内容及び回数

設計概要書のとおりとする。

### 5. 入札の方法

設計概要書に記載された分析業務について一括して発注するものとし、入札書に記載する金額は合計金額とし、消費税相当額は含めないものとする。

### 6. 成果品の提出

分析結果については、計量証明書を3部と基準比較表を作成し、関係機関へ報告が伴う場合は、その必要とする部数の報告書及び電子データを提出するものとする。

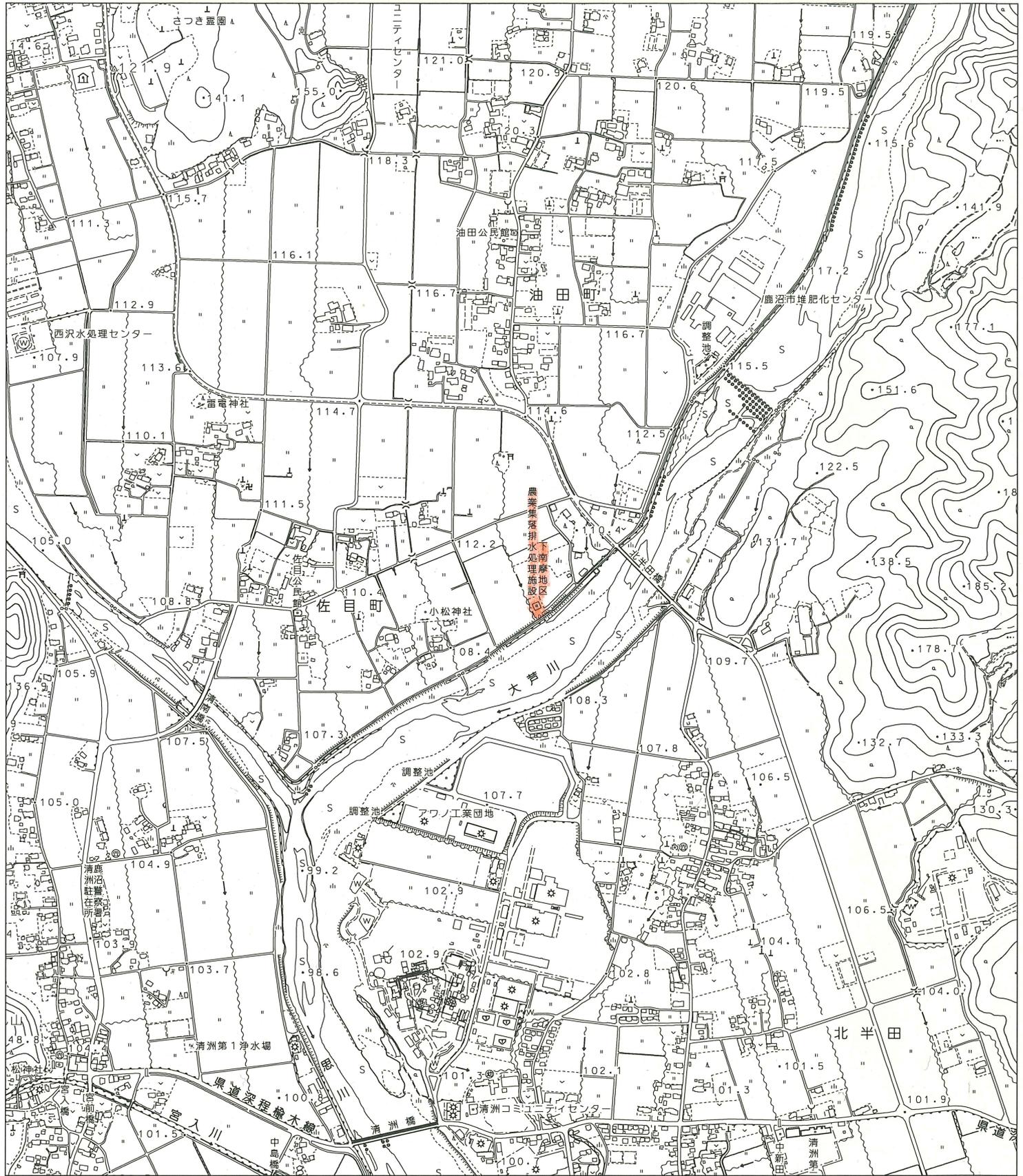
### 7. 委託料の請求

鹿沼市と受託者とが協議の上定め、鹿沼市の指定する請求書により成果品提出の翌月までに請求するものとする。

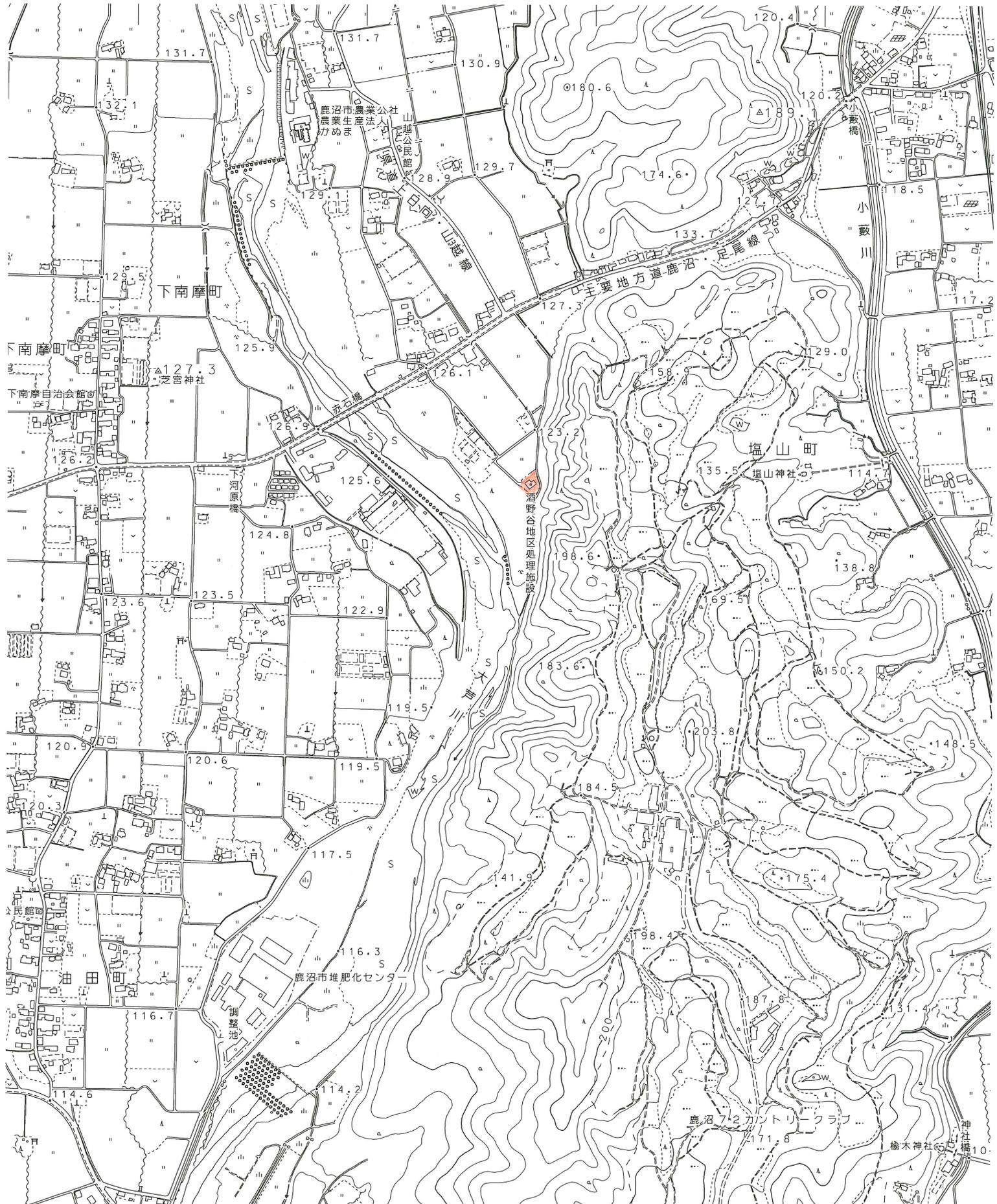
### 8. その他

- (1) 当該業務に係る必要な器具、消耗品などはすべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、関係機関から許可を受け、自己所有の分析機関において相当なる経験を有する技術管理者のもとで当該業務を実施しなければならない。
- (3) 分析で得られた結果は、他に漏らしてはならない。
- (4) 分析完了後といえども成果品に疑義が生じた場合は、受託者の責任において対処しなければならない。
- (5) 分析業務は、JIS-K0102、JIS-K0125、環境庁告示第59号及び関係省庁で定めた検査方法に基づいて行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、鹿沼市と受託者が協議して定めるものとする。
- (7) 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税の額を算定するものとする。

# 下南摩地区農業集落排水処理施設 位置図



# 酒野谷地区農業集落排水処理施設 位置図



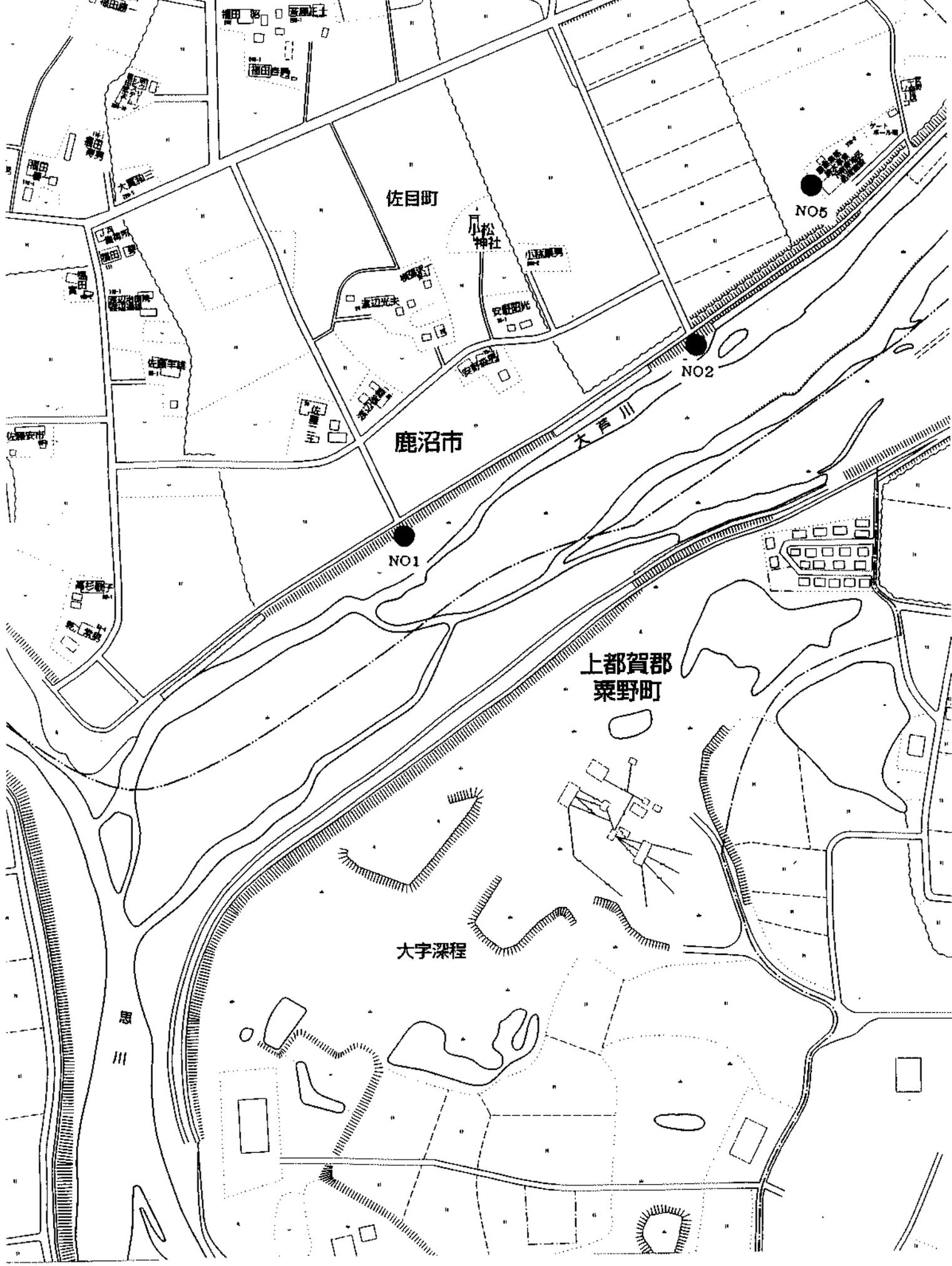
# 北半田水処理センター 位置図







下南摩地区農業集落排水事業区域



佐目町

鹿沼市

上都賀郡  
栗野町

大字深程

思川

大青川

NO1

NO2

NO5

小松神社

安藤屋

東辺光夫

佐藤五

佐藤半雄

福田屋

大島三

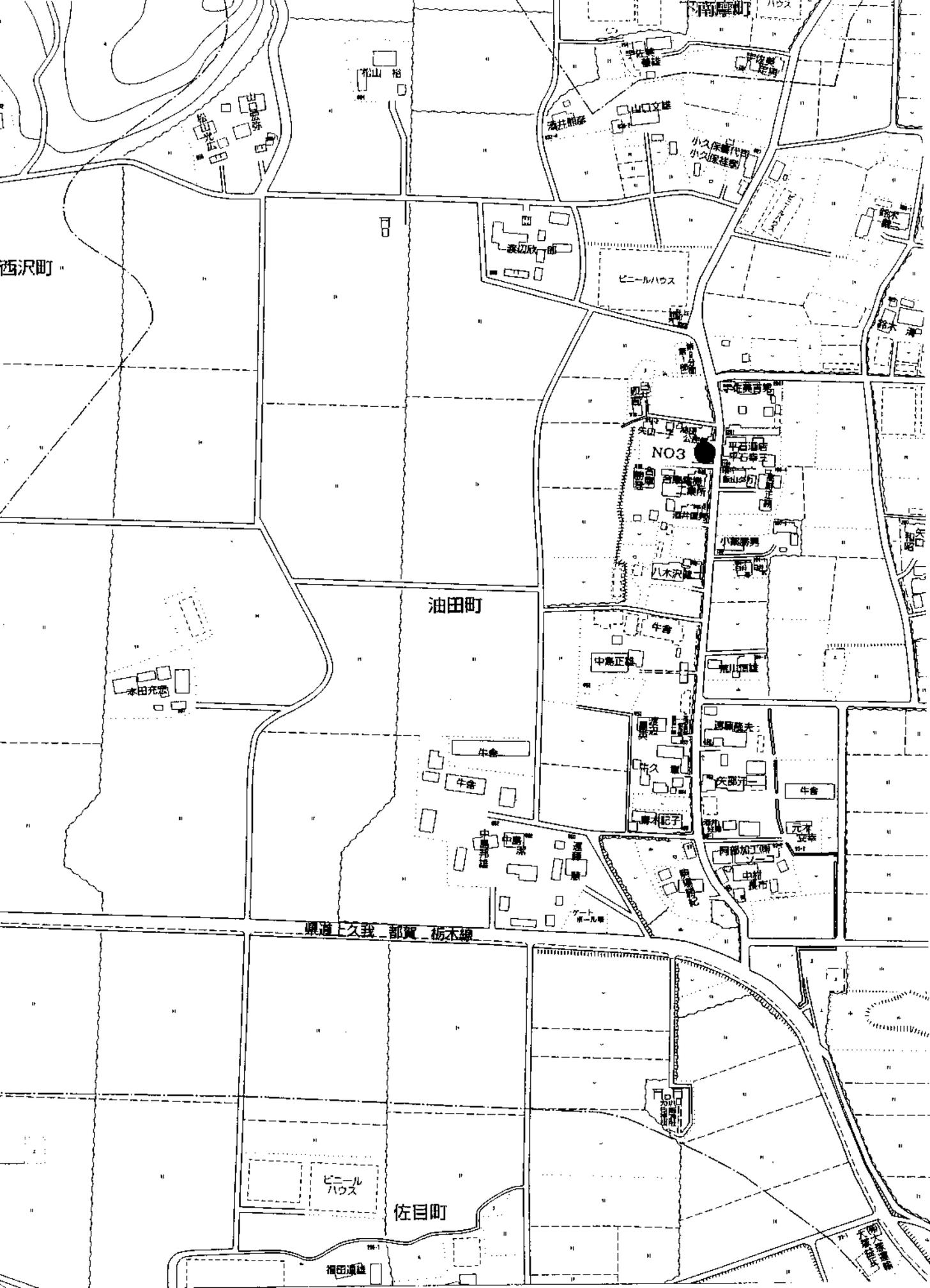
福田白鳥

佐藤宗市

高杉重子

佐藤

栗野町



西沢町

山田 裕

山口文雄

小久保藤代  
小久保桂郎

ビールハウス

NO3

油田町

水田充徳

牛舎  
中島正徳

渡辺隆夫

牛舎

牛舎  
中久  
藤木記子

矢部正一

牛舎

県道土久我 都賀 栃木線

阿部加工場  
中村  
夏布

元木  
文幸

ビール  
ハウス

佐目町

福田清徳

大塚  
清徳

酒野谷

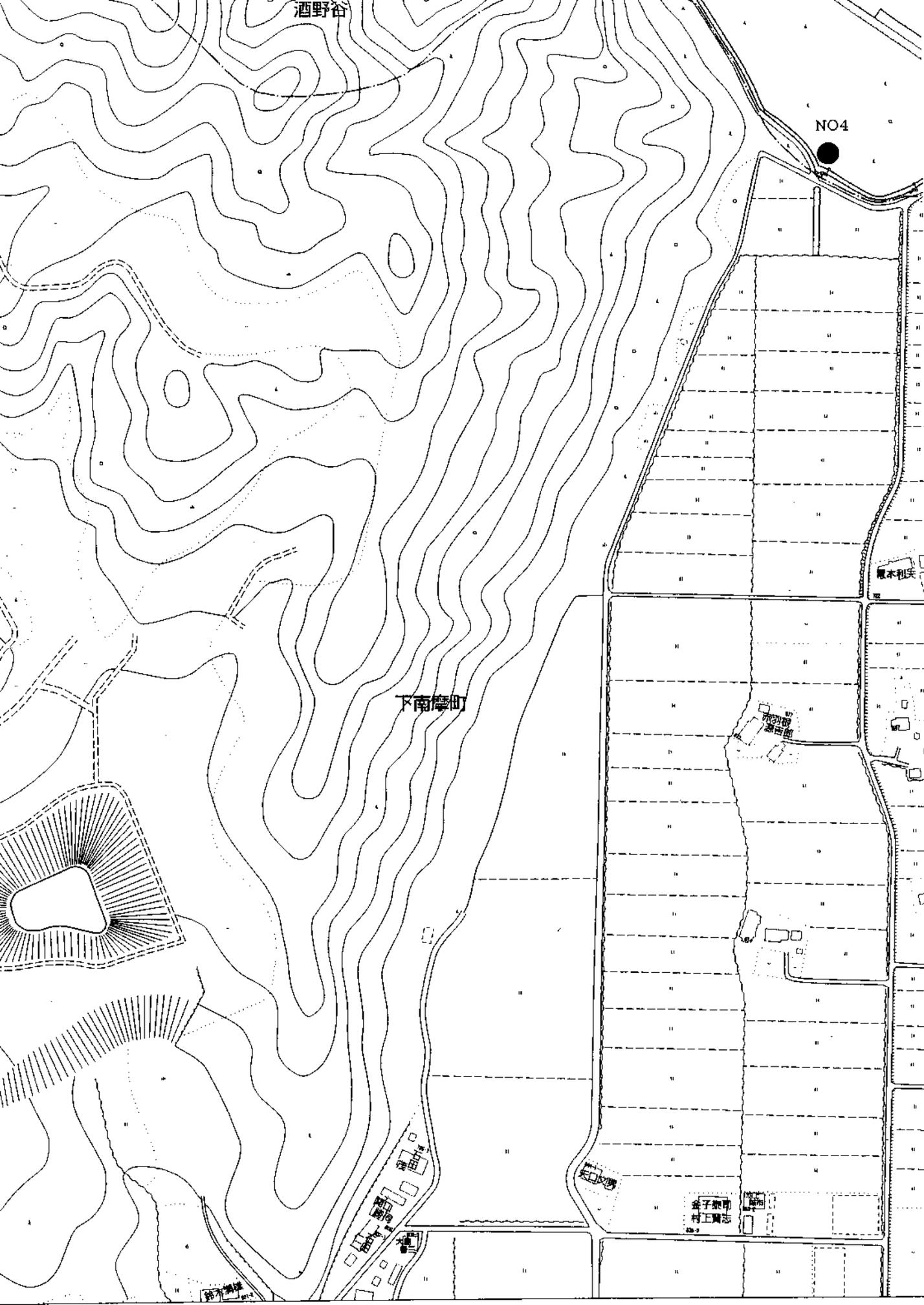
NO4

下南摩町

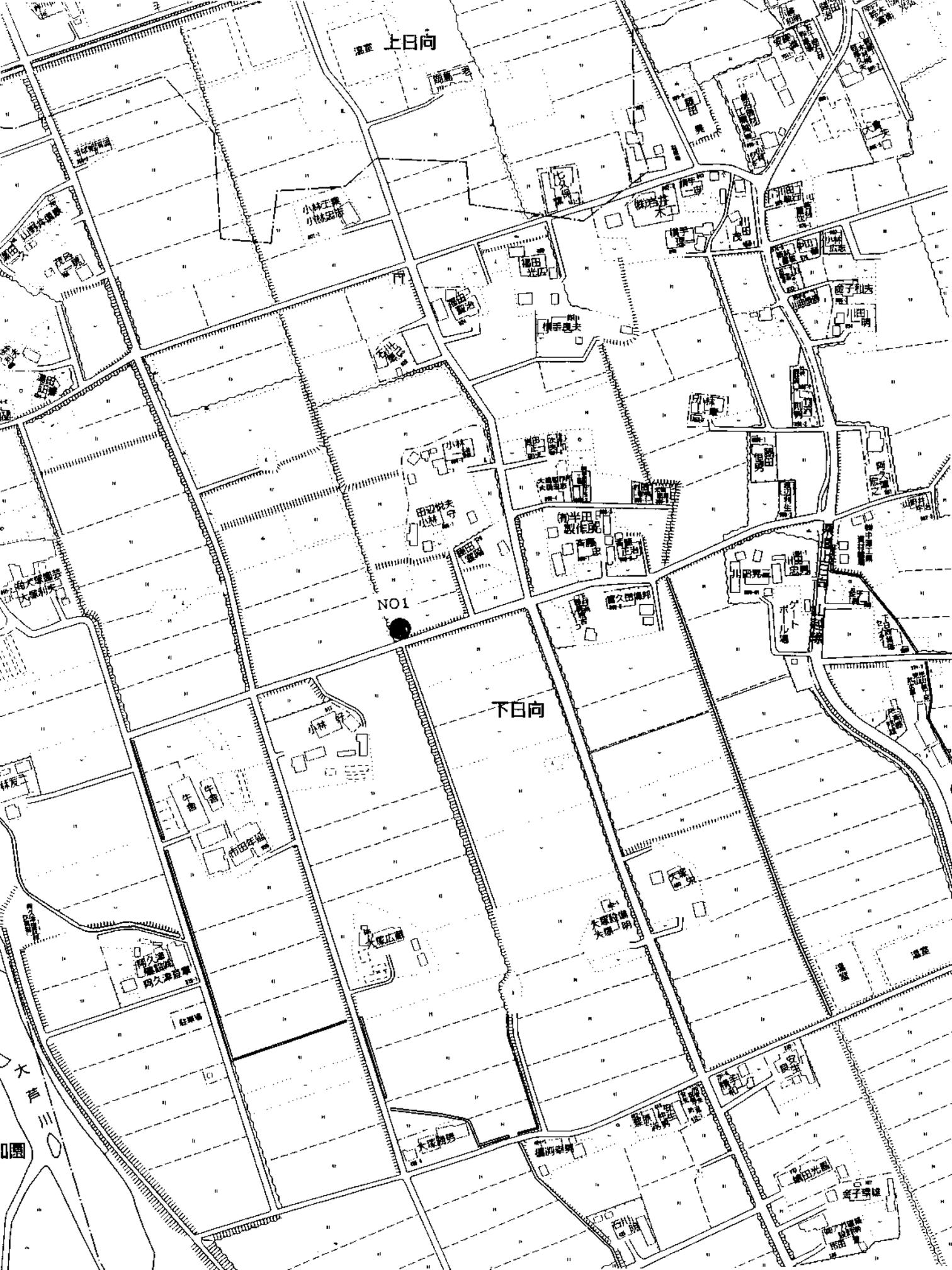
榎本和夫

下南摩町  
下南摩町

金子敏明  
村上真志







上日向

NO1

下日向

大坂川

小林工務  
小林安斎

田辺神社  
小林

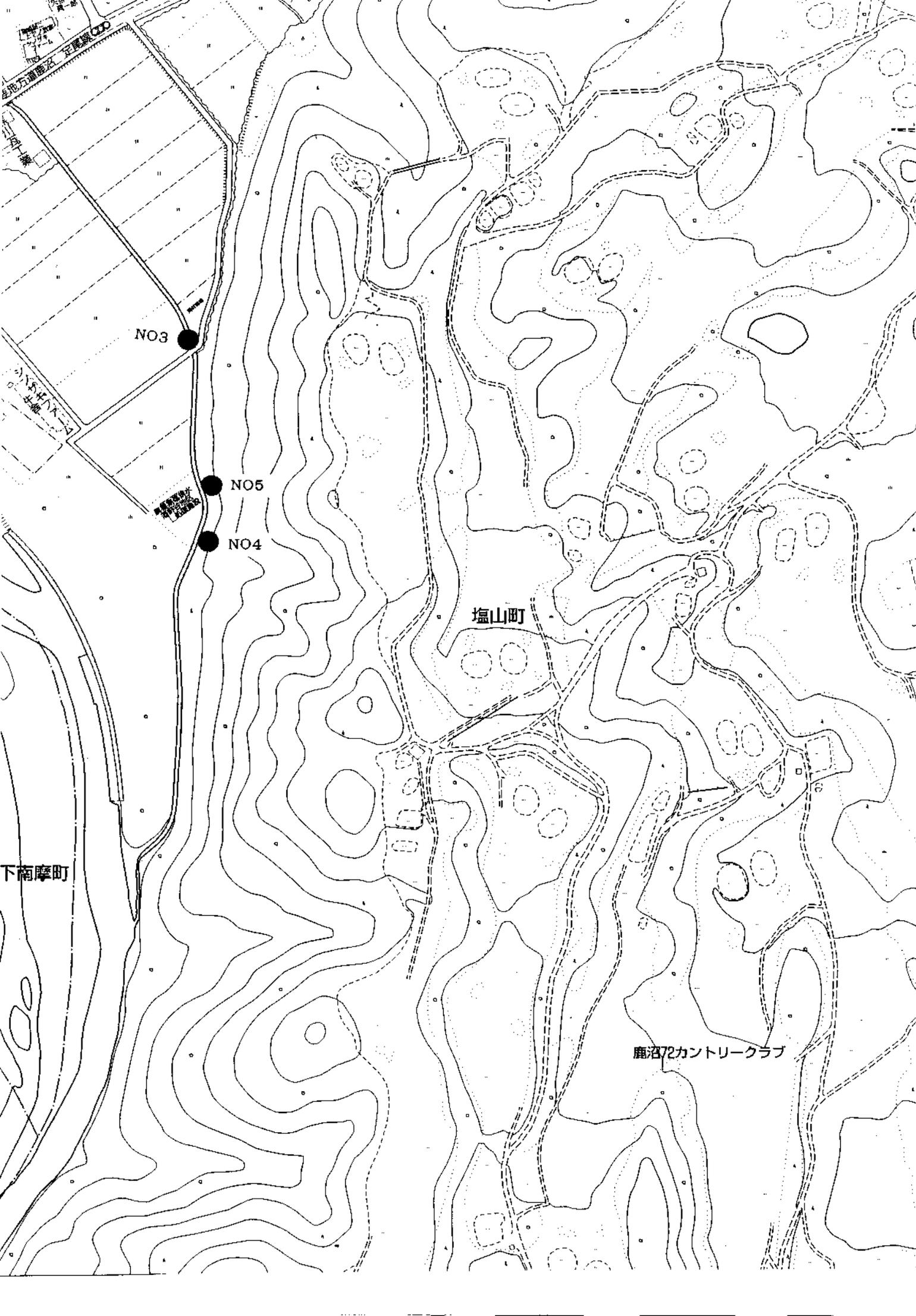
久田園

久田園  
久田園

大坂川

金子野





NO3

NO5

NO4

塩山町

鹿沼72カントリークラブ

下南摩町

多摩地方建設局 塩山建設CD

多摩地方建設局 塩山建設CD

多摩地方建設局 塩山建設CD